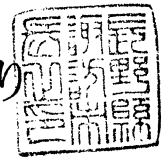




諏訪市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

令和8年3月23日

諏訪市長 金子ゆかり



諏訪市告示第 68 号

諏訪市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

諏訪市子育て短期支援事業実施要綱（平成 23 年諏訪市告示第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「若しくは」の次に「すくすくパートナー（」を加え、「（以下「里親等」という。））」を「をいう。以下同じ。））」に改める。

第 3 条第 1 項中「おおむね 1 歳以上 16 歳」を「18 歳」に改める。

第 9 条を第 14 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（損害賠償）

第 12 条 事業を利用する児童又はその保護者が児童福祉施設、里親又はすくすくパートナーの施設、設備、備品その他財産に損害を与えたときは、当該児童の保護者は、当該損害を賠償するものとする。

（秘密の保持）

第 13 条 事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 8 条を第 11 条とし、第 7 条を第 10 条とする。

第 6 条第 1 項中「諏訪市子育て支援短期入所事業利用申請書（様式第 1 号）」を「諏訪市子育て短期支援事業利用申請書（様式第 3 号）」に改め、同条第 2 項中「諏訪市子育て支援短期入所事業利用決定・却下通知書（様式第 2 号）」を「諏訪市子育て短期支援事業利用決定・却下通知書（様式第 4 号）」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条中「又は里親等」を「、里親又はすくすくパートナー」に改め、同条を第 8 条とし、第 4 条を第 7 条とし、第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（すくすくパートナーの資格）

第 4 条 すくすくパートナーに登録できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童に関わる専門的な資格を持ち、かつ、実務経験がある者又は子育てに関し見識と技術を持つ者
- (2) 年齢が 20 歳以上であって、心身ともに健全である者
- (3) 同居する親族等がいる場合にあっては、当該親族等から事業の実施について十分な理解を得られている者
- (4) 市が指定する研修の全日程を受講した者
- (5) 事業を実施するための適切な住居等を確保している者
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者（同居する親族等がいる場合にあっては、当該親族等を含む。）

ア 諏訪市暴力団排除条例（平成 24 年諏訪市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団員

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保

護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 35 条の 5 各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（すくすくパートナーの登録）

第 5 条 すくすくパートナーの登録を希望する者は、すくすくパートナー登録申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、前条に掲げる要件について審査し、すくすくパートナーの登録の可否を決定し、すくすくパートナー登録可否決定通知書（様式第 2 号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、速やかに当該者をすくすくパートナーとして登録するものとする。

（すくすくパートナーの登録の取消し）

第 6 条 市長は、前条第 3 項の規定によりすくすくパートナーに登録された者から第 4 条に掲げる要件を満たさなくなった旨又は登録の取消しを求める旨の申出があったときは、当該登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、すくすくパートナーの登録が不適当と認める事由が発生したときは、当該登録を取り消すことができる。

別表 1 中「第 8 条関係」を「第 11 条関係」に、「1 泊」を「1 日」に改める。

別表 2 中「第 8 条関係」を「第 11 条関係」に改める。

様式第 2 号中「第 6 条関係」を「第 9 条関係」に、「諏訪市子育て支援短期入所事業利用決定・却下通知書」を「諏訪市子育て短期支援事業利用決定・却下通知書」に、「諏訪市子育て支援短期入所事業の」を「諏訪市子育て短期支援事業の」に、

「

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 利用期間を変更する場合は、速やかに申し出てください。</li><li>2 事業の利用に当たっては、施設長の指示に従ってください。</li><li>3 実施施設等への送迎は、保護者が行ってください。</li><li>4 医療機関を受診した場合は、利用者の負担となります。</li></ol> | を |
|--|---|

「

- |   |    |
|---|----|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 利用期間を変更する場合は、速やかに申し出てください。</li><li>2 事業の利用に当たっては、施設長の指示に従ってください。</li><li>3 実施施設等への送迎は、保護者が行ってください。</li><li>4 医療機関を受診する等実費が発生した場合は、利用者の負担となります。</li><li>5 実施施設等の設備、器具等を破損した場合は、実費相当額を弁償していただきます。</li></ol> | に、 |
|---|----|

「なお、この処分に」を「この処分に」に改め、同様式を様式第 4 号とする。

様式第 1 号中「第 6 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を様式第 3 号とし、同様式の前に次の 2 様式を加える。

（宛先）

諏訪市長

### すくすくパートナー登録申込書

年 月 日

申込者氏名 \_\_\_\_\_

すくすくパートナーとして登録したいので、申し込みます。

住所	郵便番号							
	諏訪市							
	電話番号		緊急連絡先 ( )					
	携帯電話番号							
世帯の状況	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業	健康状態	備考
		本人						
住居の状況			1 自宅・借家・アパート 2 平屋・2階建て・( )階建て( )階 3 部屋総数( )室 →具体的に( )					
ペットの有無			1 無 2 有 (具体的に )					
事業を知った経路			1 市町村 2 児童相談所 3 チラシ 4 その他( )					
すくすくパートナーを希望する理由								
希望する子どもの預かり方			1 日帰りのみ 2 宿泊のみ 3 日帰り・宿泊両方 4 その他( )					
			1 希望なし 2 週末のみ 3 平日のみ 4 祝日のみ 5 その他( )					
預かり可能な子ども			1 年齢( ~ )歳位 2 人数(1~ 人) 3 性別 男・女・どちらでもいい 具体的な希望( )					
自家用車の使用可否			1 可 2 不可					
里親登録の希望			1 希望する 2 希望しない ※現時点での御意向を参考にお聞きするものです。					
他市町村等からの依頼可否			1 可 2 不可 (可の場合の対応可能市町村： ) ※可の場合は登録後、申込者等の情報を郡内の他の市町村と共有させていただきます。					
保有資格等			1 保育士 2 看護師 3 保健師 4 助産師 5 児童指導員 6 ファミサポ会員 7 教員等の経験 8 その他( )					
その他			以下の1～4に同居人含め該当がある・ない 1. 諏訪市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員。 2. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 3. 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 4. 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 ※該当がある場合は、登録することができません。					



年 月 日

様

諏訪市長

すくすくパートナー登録可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました「すくすくパートナー」の登録については、下記のとおり登録の可否を決定いたしましたので、諏訪市子育て短期支援事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

1 登録の可否

・登録を認める

・登録を認めない

(理由： )

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に諏訪市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を行うことができなくなります。)

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、諏訪市を被告として(訴訟において諏訪市を代表する者は諏訪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。